

## 平成29年度農地中間管理事業実施方針

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団  
広島県農地中間管理機構

広島県農地中間管理機構（以下、「機構」という。）では、関係機関・農業団体等と連携し、農地中間管理事業による担い手への農地集積に取り組んできた結果、平成26年度は74経営体に対し380ha、平成27年度は157経営体に対し1,187ha、平成28年度は160経営体に対し978ha、3年累計で277経営体（実数）に対し2,545haの実績となり、本県農業の担い手育成に大いに寄与してきた。

しかし、実績の8割を占める集落法人については、新規設立法人が平成28年度は1法人に留まる等、これまでの集落営農の進め方に限界感がみられ、担い手不在の地域や法人化した集落においても高齢化が進行し将来に不安のある集落法人があること等から、県が中心となって関係機関と新たな集落営農の仕組みづくりについて検討が開始され、今後、地域の実情に応じた提案が行われ、農地集積の加速化が進められることとなった。

また、現在の担い手への農地集積の多くは、人・農地プランの話し合いを通じて行われているが、農地法第35条による遊休農地の活用等により、人・農地プランの話し合いによらない農地の貸付希望、借受希望が増加するとともに複数市町にまたがる広域的なマッチングの要請も増加していることから、これらニーズの対応が必要となっている。

今後、高齢化による農業経営の縮小や離農、固定資産税の半減措置などにより、貸付希望農地の増加が見込まれるとともに、不在地主の増加等に伴い、機構の業務の更なる効率化が必要となってくる。

こうした状況を背景として、平成29年度においては、県の振興計画である「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」及び「アクションプログラム（平成27年度～29年度）」の目標達成に向け、関係機関と連携した事業展開を図るとともに、地域の農業振興をリードする市町の農地の利用調整のあり方を明らかにした上で、人・農地プランの推進を基本とし、担い手への農地集積を進めていくものとする。

### 1 基本姿勢

農地中間管理事業による担い手への農地集積目標面積は、昨年度同様1,400haとする。

事業推進に当たっては、引き続き、人・農地プランの話し合いを通じた地域内合意を基本とし、

- ① 産地育成につながる大規模な農地集積
- ② 集落法人の新設・規模拡大につながる農地集積
- ③ 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消

を3本柱に置き、推進するものとする。

## 2 重点項目別の実施方針

### (1) 産地育成につながる大規模な農地集積

- 県が推進する大規模農業団地として事業化された地区の対応のほか、新規団地整備の掘り起しに対しても、農地ナビ等を活用した新たな貸付農地の確保等、積極的に支援する。地元調整が必要な場合は、関係機関・農業団体等と連携し、重点実施区域として位置付け、機構の活用に向け濃密な働きかけを行う。

### (2) 集落法人の新設・規模拡大につながる農地集積

- 条件不利地域が多くを占める本県においては、集落営農の推進を図りながら意欲的な担い手育成に努める必要がある。
- 従来どおり法人化を働きかける中で事業推進を図るとともに、担い手の確保が難しい地域では、既存法人を含めて、県が中心となって取り組む新たな集落営農の仕組みづくりに対し、関係機関・農業団体等と連携した支援を行うものとする。
- また、既設の集落法人に対しても、担い手間の利用権交換を推進するものとし、将来の地域内の担い手間での農地の分散錯ほ解消を見越した付替（併せて規模拡大）を推進する。

### (3) 新規就農者・認定農業者等への農地集積，分散錯ほの解消

- 市町・農業団体が実施している新規就農者育成対策に対し、制度設計時から連携強化に努め、機構を活用し就農時に確実に農地確保できるよう新規就農者の円滑な就農支援に努める。
- 既存の認定農業者等に対しても、担い手間の利用権交換を推進するものとし、将来の地域内の担い手間での農地の分散錯ほ解消を見越した付替（併せて規模拡大）を推進する。
- また、認定農業者（特に法人）並びに農業参入企業等のニーズに沿った複数市町にまたがる広域的マッチングについて検討し、モデル的な実施を行う。  
特に、担い手リスト・農地ナビを活用した農地利用最適化推進委員と地域駐在コーディネータと連携したマッチングに努める。

## 3 具体的な取組方法

### (1) 地域単位の担い手育成対策への参画

- 地域戦略組織や市町・農業団体等の担い手育成対策の計画策定，進行管理等に積極的に参画し，農地集積の中心に農地中間管理事業が位置づけられるよう働きかける。
- 各地域の果樹産地協議会にも参画し，果樹における担い手への農地集積について積極的な推進に努める。

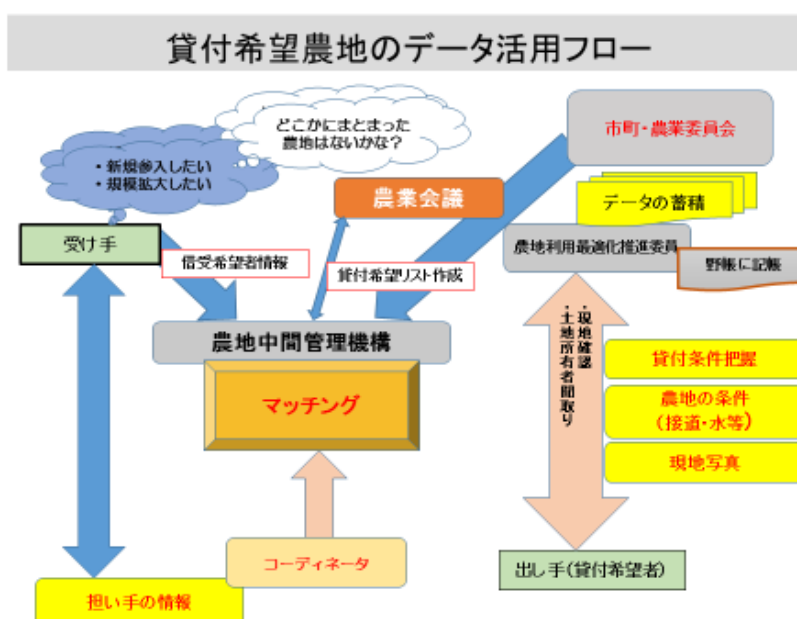
- 市町の農地の利用調整のあり方については、順次、農業委員改選に伴い策定される「農地等の利用の最適化に関する指針」（市町担い手農地集積推進計画）に従い、市町・農業団体等と連携し具体的な担い手への農地集積に参画する。
- 農地利用最適化推進委員が把握する出し手の農地情報をもとに、機構や関係機関が把握する担い手のニーズとマッチングして農地集積を進める。
- 個々の担い手別の農地集積に対しては、市町別「担い手リスト」により、認定農業者等の規模拡大希望情報等を基に、具体的な農地の貸し借りの働きかけを行う。

### (2) 人・農地プランに併せた取組み

- 人・農地プランの話合いを通じ新たな農地集積を進めるため、担い手との意見交換など地域の話合いに積極的に参画し、さらには、貸付希望農地の掘り起しなどを行いきめ細やかな対応を実施する。
- 複数市町を対象に広域的に経営規模の拡大を希望する認定農業者、農業参入企業等が増加しているため、市町に情報提供して人・農地プランの作成・見直しを促す。

### (3) マッチングの実施

- 人・農地プランの話合いによらない農地の貸付希望も増加しており、借受者の決まっていない農地であっても、農地情報公開システムを活用した個別のマッチング（フリーマッチング）を全市町に広げて展開する。
- 実施に当たっては、市町、農業委員会（農地利用最適化推進委員が設置されている場合は特に当該推進委員が農地情報を把握）と連携して進める。



#### (4) 重点実施区域の設定

- 人・農地プランの取り組みを進めている区域とする。
- 選定に当たっては、どのような姿を目指し、いつまでにどう農地集積を行うのかを明確にした上で、計画的に推進できるものとする。
- 大規模農業団地計画との連携、これまで実績の少ない柑橘地域での推進、農業基盤整備事業等と連携した取り組みにより新たな農地集積を進めるとともに、担い手間の分散錯ほの解消も働きかけ、それらの成果を他市町、他地区へ波及させる。
- 農業基盤整備事業を伴う事業推進に当たっては、関係市町・土地改良区等と連携し、農地中間管理事業の実施期間等の調整を図り、担い手の円滑な営農開始に努める。

#### (5) 啓発活動の推進

- 受け手対策としては、関係団体と機構の活用を促す連携協定の締結、担い手との意見交換会の開催等により事業のPR、働きかけの強化を行う。
- 出し手対策としては、不在地主の増加を意識した事業のPRに努めるとともに、マッチングが可能な、まとまった農地の貸付希望が増加するよう働きかけを強化する。

#### (6) 機構の推進体制の充実

##### ア 市町等業務委託の強化と拡大

- 機構業務の一部（現場で行う方が効果的である窓口業務、出し手・受け手の掘り起し、農地情報の整理等）について、引き続き、全市町、一部JAへ業務委託を行うものとする。
- 委託契約に当たっては、業務を遂行する人材の確保を促すほか、新たなJAの業務委託の拡大を行う。

##### イ 地域駐在コーディネータの強化

- 県域担当、市町担当、重点地区担当に区分するものとし、必要に応じて、情報を共有し、連携して取り組むものとする。
- 県域担当は、認定農業者（特に法人）、農業参入企業等の広域的な農地集積のニーズに対応した情報収集、マッチング調整等を担う。
- 市町担当は、地域における担い手育成対策との連携、担い手の情報収集・相談窓口、個別のマッチングの実施等を担う。全市町設置を目指す。
- 重点地区担当は、県の重点施策の推進に係る特定課題を中心に、農地の掘り起し、合意形成、マッチングの条件調整等を担う。

関係機関・団体の主な役割									
項 目	機 構		県	市町	農 業 委 員 会			J A	
	本 部	コ ー デ ィ ネ ー タ			事 務 局	農 業 委 員	最 適 化 推 進 委 員		
制度の啓発	●	◎	●	●	○	○	○	○	
受け手の掘り起こし	●	●	○	●	○	○	○	○	
出し手の掘り起こし	●	◎	○	●	◎	◎	●	○	
フリーマッチングの実施	●	●	○	◎	○	○	◎	○	
関連事項	地域戦略組織等での担い手育成対策検討	○	○	●	●	◎	○	○	◎
	農地等の利用の最適化に関する指針の検討	○	○	○	○	●	◎	○	○
	人・農地プラン・地域営農ビジョンの話し合い推進	○	◎	○	●	○	○	◎	●
● 実施主体（とりまとめ） ◎ 実施主体 ○ 協 力									

#### 4 制度・事務処理の改善

##### (1) 制度の見直し

意見交換等により出し手・受け手のニーズを把握し、関係機関・農業団体の意向も聞いた上で、業務の効率化を目的に制度の見直しを行う。

- 借受希望者要件の広域適用（例：いずれかの市町の認定農業者であれば全市町で借受希望者とする運用）等

##### (2) 事務処理の効率化・安全確保

- データ処理、契約管理の外部管理
- 市町・農業委員会等に対する事務手続き期間の短縮要請（集積計画作成・公告等の事務手続日数の短縮、インターネット利用公告、農業委員会の審査回数増）
- 未相続農地の農業委員会届出の周知（未相続が事業推進上大きな課題、関係機関と一体となった周知）等

#### 5 実施スケジュール

別紙のとおり